# 千葉県の通信制高校について

令和3年12月24日千葉県総務部学事課

# 1 千葉県の私立学校について

〇人 口

全体

631.9万人

16~18歳

16.9万人

○所管する私立高校

全日制

全54校

通信制 (狭域)

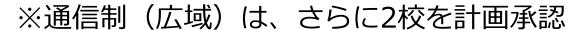
全2校

通信制 (広域)

全6校

生徒数(県内外)

約5.5万人



○その他の私立学校

小学校10校、中学校24校、中等教育1校、専各89校





### 2 日常的な業務内容について

## 私学担当 計7名

- ○各地区担当(小中高専各:183校) 7名
  - ・県内を7地区に分けて地区内の学校(小中高専各)を担当
  - ・指導・監督、申請・届出、保護者等からの問い合わせ、新規の学校設置等
- ○このほか、就学支援金、入学金・授業料減免、経常費・各種補助金、 実態調査、学校検査、コロナ対応、照会関係 等の業務を分担
- ※通信制高校全般の担当は1名
  - ・指導・監督、設置基準改正等 🔷 上記の業務と兼務

# 3 千葉県の通信制高校(広域)について

計6校 所管 ※さらに2校を計画承認

#### ○通信制高校に対する認識

不登校等の生徒が増えている中、通信制高校での教育が、生徒のその後のキャリア形成につながる場合は、社会的に意義がある。

#### ○主な規制

面接指導実施施設は、学校法人所有の教育施設であること

→ 国の規程改正に伴い、現在、県の基準改正を検討中 (etc. 学校設置者による通信教育連携協力施設の現地確認 等)

# 4 法人・本校の状況把握について

- ○千葉県の検査について
  - ・定例検査を4年に1度実施 (根拠法令:私立学校振興助成法第12条、私立学校法第6条)
- ○確認項目
  - ・法人運営(寄附行為に基づく運営、理事、監事、評議員など)
  - ・学校運営(各種届出の状況、教育課程表、健康診断、自己評価、定員など)
  - ・財務(経理規程、収入、支出、現金管理、借入金など)
- ○通信制高校(狭域・広域)への検査数及び主な指摘内容
  - R 2 年度 1 校(役員報酬、健康診断、規程と給与の不一致)
  - R 1 年度 2 校 (学則不備、転出入の書類不備、健康診断、各規程整備)
- ※ 形式的な確認が中心 🔷 教育内容まで確認はできない

### 5 サテライト施設の状況把握について

- ○面接指導実施施設、指定技能教育施設、協力校
  - → 現地調査やヒアリング等を実施した上で、学則に記載

面接指導実施施設・・・・・・・ 56校

指定技能教育施設・・・・・・・ 5 校

協力校・・・・・・・・・・ 1校

- ○サポート校
  - → 例年実施する調査において、設置数のみ把握
    サポート校・・・・・・・ 約65校
- ※ 本県にある他都道府県 認可校のサテライト施設
  - → 把握していない

- 6 通信制高校(広域)の課題について
- ① 都道府県が認可・所轄庁であることについて
  - ○本県以外の生徒の在籍が多くを占めているのが実情
    - ▶ 県が認可・所轄する意義
  - ○一方、他都道府県認可校のサテライト施設の教育環境が把握できない
    - → 本県在住生徒の教育環境が把握できない
  - また、生徒減少期において、
    - → 公私立高校の適正な定員配置に影響を及ぼす

- 6 通信制高校(広域)の課題について
- ② 県による指導・監督(教育の質の確保)について
  - ○全日制と比べ、学校規模・生徒数が格段に大きく、また、サテライト施設、 生徒在住地が全国・海外まで広範に及ぶ
    - ⇒ 県単位による体制の限界
  - ○県担当職員は一般行政職が大半で、内部異動もある
    - ⇒ 専門的スキルの限界
  - ○学校の教育活動が全国に及ぶ制度、一方、都道府県による指導・監督に差
    - ⇒ 教育の質に格差



国において、全国一律で教育の質を確保するための 基準・調査・組織を設けるべき ※県私学審議会委員からの意見